

# 令和5年第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第14号

令和5年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月22日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年3月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和5年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和5年3月24日（金曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 真 鍋 泰二郎  | 2番 石 崎 保 彦  |
| 3番 鈴 木 崇 容  | 4番 常 包 恵    |
| 5番 京 兼 愛 子  | 6番 竹 林 昌 秀  |
| 7番 川 西 米希子  | 8番 合 田 正 夫  |
| 9番 三 好 郁 雄  | 10番 白 川 皆 男 |
| 11番 大 西 樹   | 12番 松 下 一 美 |
| 14番 大 西 豊   | 15番 川 原 茂 行 |
| 16番 白 川 正 樹 |             |

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

8番 合 田 正 夫                      9番 三 好 郁 雄

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希                      議会事務局係長 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義                      副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之                      総 務 課 長 萩 岡 一 志

|             |      |          |      |
|-------------|------|----------|------|
| 企画政策課長      | 鈴木正俊 | 地域振興課長   | 松下信重 |
| 税務課長        | 小縣茂  | 住民生活課長   | 山本貴文 |
| 福祉保険課長      | 池下尚治 | 健康増進課長補佐 | 篠原朋紀 |
| 農林課長        | 藤原道広 | 建設土地改良課長 | 河田勝美 |
| 地籍調査課長      | 宮崎雅則 | 会計管理者    | 黒木正人 |
| 琴南支所長       | 河野正法 | 仲南支所長    | 多田浩章 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 香川雅孝 | 生涯学習課長   | 亀井真治 |

**○白川正樹議長** おはようございます。

健康増進課長所用のため、篠原課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。  
ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

**○常包議会事務局長** 御報告申し上げます。

各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

また、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

**○白川正樹議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○白川正樹議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

**○川西米希子議会運営委員長** 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月23日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、執行部、議長同席の下に、議会運営委員会委員6名が出席し、第1回定例会最終日の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

- 日程第 4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第 6 議案第 1 号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 5 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 7 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 8 号 まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 9 号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 10 号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 11 号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定について
- 日程第 17 議案第 12 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 13 号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）
- 日程第 19 議案第 14 号 工事請負変更契約の締結について（令和 4 年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））
- 日程第 20 議案第 15 号 エピアみかどの指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 16 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 17 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 18 号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 19 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 20 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 21 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について

て

日程第 27 議案第 22 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について

日程第 28 議案第 23 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について

日程第 29 議案第 24 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について

日程第 30 議案第 25 号 塩入健康センターの指定管理者の指定について

日程第 31 議案第 26 号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について

日程第 32 議案第 27 号 令和 4 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号

日程第 33 議案第 28 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号

日程第 34 議案第 29 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号

日程第 35 議案第 30 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 2 号

日程第 36 議案第 31 号 令和 5 年度まんのう町一般会計予算（案）

日程第 37 議案第 32 号 令和 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

日程第 38 議案第 33 号 令和 5 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

日程第 39 議案第 34 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

日程第 40 議案第 35 号 令和 5 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

日程第 41 議案第 36 号 令和 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

日程第 42 議案第 37 号 令和 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

日程第 43 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

**○白川正樹議長** 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、8 番、合田正夫君、9 番、三好郁雄君を指名いたします。

### 日程第３ 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第３、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る３月９日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

３月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第４号、議案第１１号から第１４号、議案第１８号、議案第１９号、議案第２８号、議案第２９号、議案第３２号から第３４号、議案第３７号の１３議案であります。

初めに、議案第４号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部より、琴南健康ふれあいの里の野球場、テニスコート、キャンプ場の使用料を値上げし、使用していないゲートボール場と野球場、テニスコート照明使用料を削除する。また、琴南コミュニティ会館のフロア使用料とキャンプ場の施設維持費として１人当たり１００円を追加、ただし、小学生以下は無料とするとの説明がありました。

委員より、野球場とテニスコートの照明はいつから使用していないのかとの質疑があり、執行部より、稲作の光害関係で１０年ほど前から使用していないとの答弁がありました。

委員より、使用料の値上げの周知については、十分な対策を取るようとの意見がありました。

次に、議案第１１号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定については、子ども医療費助成の支給対象年齢を拡大するに当たり、医療費助成に関する三つの条例を一本化し、新たに本条例を制定するものであるとの説明がありました。

委員より、中学校卒業後に就職した１８歳以下の社会人は対象になるのかとの質疑があり、執行部より、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者であれば対象となるとの答弁がありました。

委員より、対象年齢の拡大により増える人数と予算額について質疑があり、執行部より、医療費助成対象人数は３５０人程度増加すると想定しており、予算は１，０００万円を増額計上しているとの答弁がありました。

次に、議案第１２号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正については、上位法である健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和５年４月から出産育児一時金を全国で一律に４２万円から５０万円に引き上げられるため、条例の一部改正を行うものであるとの説明がありました。

委員より、１年間に対象となる想定人数と予算について質疑があり、執行部より、まんのう町で年間１００人程度の方が出生すると想定しているが、国民健康保険の方は少数と想定しているとの答弁がありました。

委員より、産科医療補償制度に加入していない病院での出産の実績について質疑があり、執行部より、近年では国民健康保険加入者での実績はなかったとの答弁がありました。

次に、議案第13号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）は、情報技術活用システム関連業務の5年間の延長、契約に基づく物価上昇等による増額、消費税率の改定による増額の理由から事業変更契約を締結するものであるとの説明がありました。

委員より、今回の変更契約の変更内容について質疑があり、執行部より、今回の変更契約では、新規業務の追加ではなく、業務ごとに見直しを行ったことによる金額の増減に伴う変更であるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 工事請負変更契約の締結について（令和4年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））は、外壁等のアスベスト除去、観客席に車椅子スペースの設置及び設置に伴う関連工事、旧空調設備の地下オイルタンクの撤去により変更契約を締結するものであるとの説明がありました。

委員より、観客席に設置する車椅子スペースのフロア素材などのバリアフリー対策について質疑があり、執行部より、既設の座席を撤去し、手すりのみの設置を計画しており、車椅子の方に配慮したバリアフリー対策を取り入れるとの答弁がありました。

委員より、観客席に車椅子スペースの設置により、既設の座席数は幾つ減るのかとの質疑があり、執行部より、座席数は14座席減少し、車椅子スペースを8台分設置するとの答弁がありました。

委員より、工事完了後の記念イベントや利用計画について質疑があり、執行部より、現在、森のコンサートを春と秋の2回の開催を目指し、協議、検討中である。また、カラオケなどの団体からも相談を受けており、利用開始は7月からを予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第18号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について及び議案第19号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定については、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間に付き、琴南健康ふれあいの里は一般財団法人ことなみ振興公社、二宮忠八飛行館は有限会社仲南振興公社に指定するものであるとの説明がありました。

委員より、二宮忠八飛行館の管理に関する協定書にある備品の項目について質疑があり、執行部より、紙飛行機大会などのイベント時に無償で貸し出す長机やパイプ椅子などや二宮忠八飛行館の展示物などであり、常に良好に保つことを約する内容であるとの答弁がありました。

次に、議案第28号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について、歳入では、決算見込みによる県支出金の減額と繰越金の増額などと、歳出では、決算見込みによる保険給付費と国民健康保険事業費納付金の減額及び基金積立金の増額などであるとの説明がありました。

委員より、まんのう町国民健康保険事業財政調整基金積立金の残高も増える見込みであり、事業が適正に運営できているとの意見がありました。

議案第29号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について、歳入では、決算見込みによる国庫支出金の増額と支払基金交付金及び繰入金の減額などと、歳出では、保険給付費と地域支援事業費の減額などであるとの説明がありました。

委員より、ケアマネジャーや介護福祉士の人材確保について質疑があり、執行部より、ケアマネジャーの資格取得には介護に従事する経験年数が必須になっている。現在、介護従事者の高齢化が進み、ケアマネジャーの人材育成も必要と考えるが、まず、介護ヘルパーの人材確保が急がれるとの答弁がありました。

次に、議案第32号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について、歳入では、事業勘定の国民健康保険税と県支出金の減額と直営診療施設勘定内科の診療収入の減額などと、歳出では、事業勘定の保険給付費と国民健康保険事業費納付金の減額と直営診療施設勘定内科の総務費及び医業費の減額などであるとの説明がありました。

委員より、内科診療所で購入予定としている超音波診断装置について質疑があり、執行部より、新規で購入するもので、造田内科診療所に設置予定であるとの答弁がありました。

委員より、歳入において、一般被保険者国民健康保険税や県支出金の保険給付費等交付金が対前年度と比較して減額となっている理由について質疑があり、執行部より、国民健康保険の加入者の減少によるものと、昨年、保険制度の変更により、パート従業員の社会保険加入が拡大されたことも要因と考えるとの答弁がありました。

次に、議案第33号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、歳入では、後期高齢者医療保険料と繰入金の増額、歳出では、総務費の微増と後期高齢者医療広域連合納付金の増額であるとの説明がありました。

委員より、医療費抑制に向けた住民への啓発について質疑があり、執行部より、高齢者の医療費と介護費のデータを分析し、町としての施策を進めているとの答弁がありました。

次に、議案第34号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、歳入では、国庫支出金の増額と支払基金交付金及び繰入金の減額などと、歳出では、総務費の増額と保険給付費及び地域支援事業費の減額などであるとの説明がありました。

委員より、3年間の介護保険計画と実績を比較できる資料の提出を求める要求がありました。

次に、議案第37号 令和5年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）について、歳入では、使用料及び手数料と繰入金の減額と、歳出では、総務費と施設費の減額などであるとの説明がありました。

委員より、公債費は地方交付税で補填されているのかとの質疑があり、執行部より、浄化槽事業は交付税対象になっていないとの答弁がありました。

以上、質疑等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託された案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第4号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第11号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定について、全会一致で可。議案第12号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、全会一致で可。議案第13号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）、全会一致で可。議案第14号 工事請負変更契約の締結について（令和4年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））、全会一致で可。議案第18号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第19号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第28号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第29号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第32号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第33号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第34号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第37号 令和5年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### **日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）**

**○白川正樹議長** 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

**○合田正夫建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月13日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号から議案第10号、議案第16号、議案第17号、議案第20号から議案第26号、議案第30号、議案第35号、議案第36号の18議案であります。

初めに、議案第５号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、農林産物加工室と木材加工室の使用料について、４時間以内の利用の基本額及び１時間単位の加算額をそれぞれ値上げするとの説明がありました。この議案については、特に質疑等は出ておりません。

次に、議案第６号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、テント使用料と貸出テント使用料及び毛布・食器の使用料について、利用がないことなどの理由により削除。また、持込テント布設料を改め、テントサイト基本料とし、１人当たりの使用料の追加、宿泊棟「いぬしで」の追加及びバンガロー等の使用料の値上げであるとの説明がありました。

委員より、施設使用料の値上げの理由について質疑があり、執行部より、施設維持管理費が多くかかることが主な理由であるが、実際の使用料は指定管理者との協議の上、上限の範囲内で料金の改定をすることになるとの答弁がありました。

委員より、利用者のために施設の維持管理に注意を払うようにとの意見がありました。

次に、議案第７号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、入場料を入浴料に名称変更し、入浴料の料金区分にある身体障害者手帳を障害者手帳とし、施設維持管理費の上昇により入浴料をそれぞれ引き上げる。また、回数券については、指定管理者側がサービスとして行うため、条例から削除するとの説明がありました。

委員より、入浴場の清掃頻度について質疑があり、執行部より、塩入温泉は毎週水曜日の休館日にお湯の抜き替えなどの清掃作業を行っているとの答弁がありました。

委員より、塩入温泉の源泉の湧出量について質疑があり、執行部より、源泉の水位が下がってきており、温泉成分も変化してきているため、今後の運営について検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第８号 まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の一部改正については、４人定員と１０人定員のロッジ宿泊の使用料金を２，０００円及び３，０００円の値上げと、休憩の使用料金を１，０００円及び２，０００円の値上げをし、特別宿泊日の春休み期間については、利用が少ないことから削除する。また、寝具使用料については別途規定し、キャンセル料金についても改正するとの説明がありました。

委員より、塩入ふれあいロッジなどの施設のＰＲができていないのであれば、仲南振興公社の職員の指導、教育が必要ではないかとの意見があり、執行部より、利用率を上げるためにも職員が施設をＰＲすることは必要であり、今後の人材育成に取り込みたいとの答弁がありました。

また、委員より、塩入ふれあいロッジは人気のある施設のため、値上げによって利用率が減少しないように対策を講じてほしいとの意見がありました。

次に、議案第９号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、休憩の午前・午後の区分を全日のみとし、宿泊料金を３万円から３万５，

０００円に改正する。また、寝具使用料については別途規定し、キャンセル料金についても改正するとの説明がありました。

委員より、当施設の利用実績が少ないことから、今後の指定管理者の指定について質疑があり、執行部より、学生の合宿や企業の研修などで利用されているが、年々、利用者も減少していることから、今後は当施設も含め、全ての指定管理施設について再検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、議案第１０号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正については、「まんのう町大川山キャンプ場」、「まんのう町塩入ふるさと研修館」、「まんのう町ものづくりセンター」を条例に対象施設として追加し、施設使用料をそれぞれの基金に積み立て、施設の管理運営を効率的に行うこと及び経営の安定化を図るために必要な経費の財源に充てる。なお、この条例は令和５年４月１日から施行するとの説明がありました。

委員より、大川山キャンプ場の草刈りなどの維持管理について質疑があり、執行部より、ことなみ振興公社が施設や遊歩道などの維持管理を行っており、費用については、香川県の所有のキャンプ場も近くにあるため、県と町の指定管理料を充てているとの答弁がありました。

次に、議案第１６号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について及び議案第１７号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定については、現在、一般財団法人ことなみ振興公社を指定管理者として指定しているが、令和５年３月３１日をもって指定期間が終了することから、所定の手続きを行い、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５か年を、引き続き、一般財団法人ことなみ振興公社を指定管理者として指定したいとの説明がありました。

委員より、まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの利用率が低いため、今後の状況を見極めつつ、今回の指定期間中に指定管理者制度を継続するのか検討する必要があるとの意見があり、執行部より、当施設で岩豆腐などの特産物の生産を行うなど、活動を継続していただくことが理想であるが、今後は他の指定管理施設も含めて検討したいとの答弁がありました。

また、委員より、指定管理者に対して指導や協議を適正、的確に行うようにとの意見がありました。

次に、議案第２０号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定についてから議案第２５号 塩入健康センターの指定管理者の指定については、現在、有限会社仲南振興公社を指定管理者として指定しているが、令和５年３月３１日をもって指定期間が終了することから、所定の手続きを行い、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５か年を、引き続き、有限会社仲南振興公社を指定管理者として指定したいとの説明がありました。

委員より、仲南道の駅にある産直市を活性化させるための対策として、出荷された農作

物等を仲南振興公社が買取りしてはどうか。協議、検討ばかりでなく、行動を起こすことが重要でないかとの意見があり、執行部より、産直市では出荷された農産物の一部を農村レストランの食材として買上げをしており、活性化対策としては、レストランのメニューなど、改善を考えている。また、現在、仲南振興公社の職員の人材育成に取り組んでいるとの答弁がありました。

また、委員より、有限会社仲南振興公社の経営診断の結果を基にした今後の詳細な経営計画を作成してほしいとの要望がありました。

次に、議案第26号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定については、現在、一般社団法人サンフラワーまんのうを指定管理者として指定しているが、令和5年3月31日をもって指定期間が終了することから、所定の手続きを行い、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5か年を、引き続き、一般社団法人サンフラワーまんのうを指定管理者として指定するものであるとの説明がありました。

委員より、当施設はヒマワリや薬草など高い収益を期待できる施設のため、関係者と協議をしながら運営をするようにとの意見がありました。

次に、議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号については、施設費において下水道管布設の申請があり、令和4年度に設計委託料を予算計上していたが、申請者より取下げ申出があったため減額するものであるとの説明がありました。

次に、議案第35号 令和5年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、歳入を2億900万円とし、歳出の総務費では、燃料代の高騰による増額、また、施設費では、下水道管布設工事による増額及び公債費の減額であるとの説明がありました。

次に、議案第36号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）については、歳入を3,000万円とし、歳出の施設費では、施設管理費として前年とほぼ同額の計上、また、公債費の元金と利子の減額及び予備費であるとの説明がありました。

これら3議案については、特に質疑等は出ておりません。

以上が、委員より出された質疑、意見等です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第6号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第7号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第8号 まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第9号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第10号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金

条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正について、全会一致で可。議案第16号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第17号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第20号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第21号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第22号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第23号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第24号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第25号 塩入健康センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第26号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第35号 令和5年度まんのう町下水道特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第36号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## **日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）**

**○白川正樹議長** 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

**○松下一美総務常任委員長** それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月17日、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第27号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号及び議案第31号 令和5年度まんのう町一般会計予算（案）の所管部分で行った質疑等の報告がありました。なお、報告された内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いします。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第15号、議案第27号、議案第31号の6議案であります。

まず、議案第1号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第2号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定については、国による個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月から各自治体にも同法が直接適用されることとなったため、現行のまんのう町個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関して必要な事項と審議会の調査審議に必要な規定等について新たに条例を制定するとの説明がありました。

委員より、まんのう町個人情報保護審議会の委員構成と専門委員について質疑があり、執行部より、現在の審議会の委員構成は弁護士、司法書士、税理士の方に委嘱しており、引き続き、審議会委員としてお願いしたい。また、専門委員とは審議会委員とは別に審議議題に関係する方を専門委員として委嘱する。例えば税に関する議題の場合は、固定資産評価委員や税務課長などに委嘱するとの答弁がありました。

委員より、審議会の委員については、同一の方が長期の在籍や同一の委員構成が続かないよう考慮してほしいとの要望がありました。

本議案について討論を行いました。討論はありませんでした。

次に、議案第3号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正については、浴室の入浴料を600円から660円に、カルチャールームを3,000円から4,000円に、能舞台を1,000円から3,000円に改正する。また、くつろぎスペースについては、現在は休憩所として活用していることから削除する。なお、本改正は使用料の上限を定めるものであり、実際の料金改定の時期は未定であるとの説明がありました。

委員より、能舞台の利用実績について質疑があり、執行部より、利用頻度は低いですが、個人の発表の場などの目的で利用はあるとの答弁がありました。

委員より、入浴料の料金改定の時期について質疑があり、執行部より、指定管理者と協議をし、今後の経営や近隣の状況により判断したいとの答弁がありました。

委員より、施設のお湯の水質管理について質疑があり、執行部より、週1回はお湯の入れ替えをしており、年1回の水質検査を実施しているとの答弁がありました。

本議案について討論を行いました。討論はありませんでした。

次に、議案第15号 エピアみかどの指定管理者の指定については、現在、一般財団法人ことなみ振興公社を指定管理者として指定しているが、令和5年3月31日をもって指定期間が終了することから、所定の手続きを行い、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5か年を、引き続き、一般財団法人ことなみ振興公社を指定管理者として指定したいとの説明がありました。

委員より、指定管理者審議会で委員から出された経営評価コメントについて質疑があり、執行部より、経営評価のコメントは施設によって違うが、経営状況を不適とする厳しい意見もあったとの答弁がありました。

本議案について討論を行いました。討論はありませんでした。

次に、議案第27号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号について、

歳入で主なものは、決算見込みによる法人事業税交付金、地方交付税の増額、財産収入では、繰越事業の商品券販売収入（物価高騰対策分）の増額などと国庫支出金、県支出金及び繰入金の減債基金の減額である。

次に、歳出について主なものは、まず、議会費では、議員１人の欠員によるものや年度末精査による減額、総務費では、中讃広域行政事務組合負担金の減額と決算見込みによる交通政策費の減額、次年度に事業実施を見送ることによる支所及び出張所費の減額、事業費の確定による選挙費の減額、民生費では、新型コロナウイルスの影響による研修や講演会などの中止による減額、消防費では、実績見込みによる消防団活動費と防災活動費の減額及び消火栓の新設改良工事の施工がなかったことによる消防施設費の減額、公債費では、償還利子の確定による長期債償還利子の減額、諸支出金では、財政調整基金費の増額、繰越明許費において、琴南総合センター新築事業費や琴南農村環境改善センター費について、また、地方債補正について説明がありました。

委員より、商品券発行事業について、購入希望の町民が早く利用できるように、商品券発行を早くしてほしい。また、事業者への換金手続をスムーズに処理できるように考えてほしいとの要望がありました。

本議案について討論を行いました。討論はありませんでした。

次に、議案第３１号 令和５年度まんのう町一般会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額は１１８億３，０００万円で、対前年度比１億７，５００万円の減の１．５％減である。歳入について主なものは、地方交付税の増額と、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減による国庫支出金の減額、財産収入では、主に繰越事業としている商品券発行事業において、販売収入の減により大幅な減額であるとの説明がありました。

委員より、元職員の横領事件の損害賠償金について、当初予算に計上すべきではないかとの意見があり、執行部より、令和５年度の当初予算書に損害賠償金の計上がないのは、元職員との返済計画が弁護士との間で調整中であるためであり、今後、返済計画が決定すれば補正予算として計上し、令和６年度以降の当初予算には計上したいとの答弁があり、委員より、債権額は確定しているので、当初予算に計上しておくべきであるとの意見がありました。

次に、歳出の主なものについて、議会費では、現職議員１名の欠員のため、報酬や職員手当等の減額と、共済費についても現職議員数により積算となるため減額であるとの説明がありました。

次に、総務費では、職員の共済組合負担金を一般管理費に集約したことによる増額とデジタル推進事業費の皆増、仲南支所設備修繕工事を実施による仲南支所管理運営費の増額、川奥集会場などの改修工事による集会場費の増額、また、旧満濃南こども園保育所棟の改修工事の完了による関連予算の皆減などであるとの説明がありました。

委員より、デジタル推進室の業務内容について質疑があり、執行部より、ＤＸ（デジタ

ルトランスフォーメーション)の施策として、マイナンバーカードなどを活用し、町民の方の利便性の向上や職員の業務負担の軽減を研究し、新たな取組を実施することを目的としているとの答弁がありました。

委員より、川奥集会場の管理について質疑があり、執行部より、旧町時代から川奥集会場等については大規模な修繕は町で実施している。今後はまんのう町公共施設等総合管理計画で地元自治会へ譲渡も検討していくとの答弁がありました。

委員より、冬季に積雪があることから、川奥集会場の修繕の発注時期について質疑があり、執行部より、4月早々に設計委託業務を発注し、12月までの改修工事の完了を目指しているとの答弁がありました。

委員より、香川県指定保存木管理業務委託料について質疑があり、執行部より、仲南地区の旧仲南東小学校にある大松の管理費であるとの答弁がありました。

また、委員より、選挙啓発の取組を強化するようとの意見がありました。

次に、民生費では、仲南福祉バス運行事業費の燃料費の高騰などによる増額、衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費の計上、農林水産業費では、琴南農村環境改善センター雨漏り修繕対策の関連予算の皆減、土木費では、下水道特別会計繰出金の計上、消防費では、現場指揮車の購入による消防車両機器整備事業負担金と第10分団の消防屯所新築工事による皆増などであるとの説明がありました。

委員より、消防団の積載車も含め公用車の廃車及び購入については、車検の残存期間などを勘案し、計画的に実施することとの意見がありました。

次に、教育費では、二宮忠八顕彰会運営補助金の計上、公債費では、10年ほど前に借り入れた大型事業に伴う起債の返済が完了したことによる減額、また、諸支出金と予備費の説明がありました。

委員より、令和5年度に工事を予定している四条こども園の駐車場の計画について質疑があり、執行部より、四条こども園の子供の送迎に駐車場が狭く支障を来しているため、駐車場の拡張を実施するもので、計画案では30台から40台の駐車スペースを確保できるとの答弁がありました。

委員より、四条公民館の建築や満濃農村環境改善センターの取壊しなど関連した工事があるが、将来計画図面などの資料を提示してほしいとの意見があり、執行部より、四条こども園の駐車場や四条公民館の建築に伴う満濃農村環境改善センターの跡地利用の問題などについては、協議会を設立し、関係団体などと総合的に検討したいとの答弁がありました。

本議案について討論を行ったところ、予算に損害賠償に係る債権の額が計上されていないことから、賛否を表明することは留保したいとの発言がありました。

以上が質疑等の報告です。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第 1 号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定について、全会一致で可。議案第 2 号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定について、全会一致で可。議案第 3 号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第 15 号 エピアみかどの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第 27 号 令和 4 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号、全会一致で可。議案第 31 号 令和 5 年度まんのう町一般会計予算（案）、賛成多数で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で 11 時まで休憩といたします。

**休憩 午前 10 時 40 分**

**再開 午前 11 時 00 分**

**○白川正樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

## **日程第 6 議案第 1 号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定について**

**○白川正樹議長** 日程第 6、議案第 1 号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第2号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定について

○白川正樹議長 日程第7、議案第2号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第3号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第8、議案第3号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第4号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第9、議案第4号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第１０ 議案第５号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について**

**○白川正樹議長** 日程第１０、議案第５号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第１１ 議案第６号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

**○白川正樹議長** 日程第１１、議案第６号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一

部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第１２ 議案第７号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第１２、議案第７号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第１３ 議案第８号 まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第１３、議案第８号 まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８号 まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 14 議案第 9 号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第 14、議案第 9 号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 9 号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 15 議案第 10 号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第 15、議案第 10 号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 10 号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第１６ 議案第１１号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定について**

**○白川正樹議長** 日程第１６、議案第１１号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１１号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第１７ 議案第１２号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について**

**○白川正樹議長** 日程第１７、議案第１２号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１２号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第１８ 議案第１３号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）**

**○白川正樹議長** 日程第１８、議案第１３号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１３号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１９ 議案第１４号 工事請負変更契約の締結について（令和４年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））

○白川正樹議長 日程第１９、議案第１４号 工事請負変更契約の締結について（令和４年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１４号 工事請負変更契約の締結について（令和４年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第２０ 議案第１５号 エピアみかどの指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第２０、議案第１５号 エピアみかどの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１５号 エピアみかどの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第２１ 議案第１６号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第２１、議案第１６号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１６号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第２２ 議案第１７号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第２２、議案第１７号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１７号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第２３ 議案第１８号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について**

**○白川正樹議長** 日程第２３、議案第１８号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１８号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第２４ 議案第１９号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について**

**○白川正樹議長** 日程第２４、議案第１９号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１９号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第２５ 議案第２０号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について**

**○白川正樹議長** 日程第２５、議案第２０号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## **日程第26 議案第21号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について**

**○白川正樹議長** 日程第26、議案第21号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## **日程第27 議案第22号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について**

**○白川正樹議長** 日程第27、議案第22号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定につい

ての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 28 議案第 23 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第 28、議案第 23 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 23 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 29 議案第 24 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第 29、議案第 24 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 24 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第 3 0 議案第 2 5 号 塩入健康センターの指定管理者の指定について**

**○白川正樹議長** 日程第 3 0、議案第 2 5 号 塩入健康センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 5 号 塩入健康センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第 3 1 議案第 2 6 号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について**

**○白川正樹議長** 日程第 3 1、議案第 2 6 号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 6 号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第 3 2 議案第 2 7 号 令和 4 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号**

**○白川正樹議長** 日程第 3 2、議案第 2 7 号 令和 4 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 27 号 令和 4 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第 33 議案第 28 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号**

**○白川正樹議長** 日程第 33、議案第 28 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 28 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第 34 議案第 29 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号**

**○白川正樹議長** 日程第 34、議案第 29 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 29 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2

号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第6 日程第35 議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号**

○白川正樹議長 日程第35、議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第36 議案第31号 令和5年度まんのう町一般会計予算（案）**

○白川正樹議長 日程第36、議案第31号 令和5年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第31号 令和5年度まんのう町一般会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第３７ 議案第３２号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）**

**○白川正樹議長** 日程第３７、議案第３２号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３２号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第３８ 議案第３３号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）**

**○白川正樹議長** 日程第３８、議案第３３号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３３号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第３９ 議案第３４号 令和５年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）**

**○白川正樹議長** 日程第３９、議案第３４号 令和５年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３４号 令和５年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第４０ 議案第３５号 令和５年度まんのう町下水道特別会計予算（案）**

**○白川正樹議長** 日程第４０、議案第３５号 令和５年度まんのう町下水道特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３５号 令和５年度まんのう町下水道特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第４１ 議案第３６号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）**

**○白川正樹議長** 日程第４１、議案第３６号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３６号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第４２ 議案第３７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第４２、議案第３７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第４３ 閉会中の継続調査について

○白川正樹議長 日程第４３、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的かつ円滑に行うため、会議規則第７５条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、継続調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることを決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和５年第１回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１１時４６分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員